

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成二十九年十一月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
西岡 万嘉	橿原市葛本町五七三番地	桜井市大字池之内六〇〇番ほか六筆
太田 光央	桜井市大字新屋敷一四五番地	桜井市大字東新堂五七九番一
上野 修市	桜井市大字戒重四七七番地の一	橿原市観音寺町三四六番

二 認可年月日

平成二十九年十一月六日